

決定期限について（補足資料）

|      | 現行条例   | 改正法   | 備考  |
|------|--|---|---|
| 開示請求 | <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第 25 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、<u>開示請求があった日の翌日から起算して 7 日以内</u>にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>開示請求があった日の翌日から起算して 20 日を限度として延長</u>することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 前 2 項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>(1) 福岡市の休日を定める条例(平成 2 年福岡市条例第 52 号)第 1 条第 1 項に規定する本市の休日</p> <p>(2) 第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第 26 条 開示請求に係る保有個人情報<sup>が著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の特定に特に長期間を要するため、</sup><u>前条第 2 項に規定する期間内</u>にそのすべてについて開示決定等<sup>をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、</sup>同条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> | <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第八十三条 開示決定等は、<u>開示請求があった日から三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<u>同項に規定する期間を三十日以内に限り延長</u>することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第八十四条 開示請求に係る保有個人情報<sup>が著しく大量であるため、</sup><u>開示請求があった日から六十日以内</u>にその全てについて開示決定等<sup>をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、</sup>前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> | <p>○現行条例<br/>期 限：7 営業日<br/>延長後：20 営業日</p> <p>○改正法<br/>期 限：30 日<br/>延長後：60 日</p> |

|        | 現行条例  | 改正法  | 備考   |
|--------|---|--|--|
| 訂正請求   | <p>(訂正決定等の期限)<br/>第37条 前条第1項又は第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、<u>訂正請求があった日の翌日から起算して20日以内</u>にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して <b>40日を限度</b>として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 第25条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。</p>           | <p>(訂正決定等の期限)<br/>第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、<u>訂正請求があった日から三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<u>同項に規定する期間を三十日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>          | <p>○現行条例<br/>期 限：20 営業日<br/>延長後：40 営業日</p> <p>○改正法<br/>期 限：30 日<br/>延長後：60 日</p> |
| 利用停止請求 | <p>(利用停止決定等の期限)<br/>第46条 前条第1項又は第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、<u>利用停止請求があった日の翌日から起算して20日以内</u>にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して <b>40日を限度</b>として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 第25条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。</p> | <p>(利用停止決定等の期限)<br/>第一百零二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、<u>利用停止請求があった日から三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<u>同項に規定する期間を三十日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> | <p>○現行条例<br/>期 限：20 営業日<br/>延長後：40 営業日</p> <p>○改正法<br/>期 限：30 日<br/>延長後：60 日</p> |